

「加古川市工場立地法地域準則条例の骨子（案）」に関する パブリックコメントの実施結果について

「加古川市工場立地法地域準則条例の骨子（案）」について、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。結果の概要は、下記のとおりです。

記

1 実施概要

- (1) 意見募集期間：令和 2 年 11 月 4 日（水）から令和 2 年 12 月 3 日（木）まで
- (2) 閲覧場所：市ホームページ、市役所（市民ロビー、産業振興課）、各市民センター・公民館、東加古川市民総合サービスプラザ、各図書館（室）、総合文化センター、人権文化センター、ウェルネスパーク、勤労会館、地域産業振興センター
- (3) 応募方法：各閲覧場所に設置の意見回収箱に投函、産業振興課へ持参、電子メール、郵送、FAX
- (4) 周知方法：広報かこがわ 11 月号、市ホームページ、市フェイスブック

2 意見募集の結果

- (1) 意見の提出人数等

意見提出人数（件数）		20 人（25 件）
内 訳	意見回収箱 ※	2 人（3 件）
	電子メール	14 人（16 件）
	郵送	1 人（1 件）
	FAX	3 人（5 件）

※ 産業振興課、野口市民センターに設置の意見回収箱

- (2) 意見の内容

意見の内容	件数
① 市内産業の活性化に関すること	15 件
② 環境への影響に関すること	6 件
③ 条例制定事務に関すること	2 件
④ その他	2 件

(3) 主な意見の要旨

① 市内産業の活性化に関すること

緑地面積率等の緩和により、

- ・企業が設備投資することによって雇用の創出につながる
- ・工場拡張時の土地取得及び緑地設置の費用が軽減される
- ・倉庫の増設等、工場敷地の有効活用につながる

緑地面積率等の制限により、

- ・従業員駐車場の確保が困難であるため、早期の緩和を求める
- ・老朽化した建屋の建替えに取り組めないため、早期の緩和を求める
- ・新たな設備投資が困難であるため、早期の緩和を求める

② 環境への影響に関すること

- ・市内の環境悪化への懸念
- ・屋上緑化の導入に関すること
- ・二酸化炭素の排出量増加への懸念
- ・工場内での緑地の減少を補完する施策の実施について
- ・企業における環境への取組みの義務化について

③ 条例制定事務に関すること

- ・環境審議会への諮問について
- ・都市計画審議会での審議について

④ その他

- ・市の北部地域の有効活用について
- ・近隣自治体間での雇用や企業誘致の奪い合いへの懸念

以上